

答 申 第 1 6 号

平成 19 年 12 月 10 日

仙台市教育委員会 様

仙台市個人情報保護審議会

会 長 井 坂 正 宏

仙台市個人情報保護条例第 4 1 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 19 年 4 月 17 日付 H19 教学相第 1 3 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 2 2 号 「 年 月 日の給食時での出来事に関して（関係者等からの聴取等を参考とした最終的なまとめ）」の一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申

(諮問第 2 2 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）の行った個人情報開示請求に係る個人情報を一部開示としたことは妥当ではなく、非開示とした部分を開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき「小学校に 年 月 日発生の学校内事故に関する個人情報的一切」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 19 年 2 月 5 日付で個人情報の一部開示決定をしたことについて、その処分の取り消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書（別添 1 - 1）、意見書（別添 1 - 2、1 - 3、1 - 4）及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

申立人に係る学校管理下の事故について、災害発生日である 年 月 日からすでに 3 年が経過しており、さらに申立人も転校していることから、指導等に関する事務の円滑な遂行に支障はない。

実施機関の説明によれば、非開示とした部分は、担任の申立人に対する認識が記載されており、開示することにより教育指導への萎縮的効果が発生するとのことであるが、誰の誰に対する指導の萎縮的効果が発生するのか明らかではなく、開示により萎縮的効果が生ずるとは到底いえないものである。

また、本件事故については、学校、教育委員会、同じクラスの他の保護者、親子こころのクリニック等関係機関とこれまで何度も話し合いをし、指導を受けてきたにもかかわらず、本件開示請求により開示された文書において、実施機関は、担任の認識、主張に沿った記載をしている。

担任の認識のみが正しいとして作成された文書が非開示とされ、申立人の反論も許されないままに存在し続けることとなれば、誤った個人情報の訂正が認められないこととなり、このことは個人情報保護法制の趣旨に反する運用である。

本件事故に対する実施機関と仙台市子供未来局（親子こころのクリニック）の見解も相違しており、この状況に困惑するばかりである。子供の心の問題について各機関が連携していくためにも、非開示部分の開示は重要である。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書（別添２）及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

本件個人情報開示請求に係る公文書において非開示とした部分は、担任の具体的な給食指導に際しての意識や申立人に対する認識が中心である。給食に関わらず、学校における指導は、個々の児童の性格、状態等に応じて、児童の能力を伸ばすため、一定の意図、意識のもとになされるが、そのような指導に際しての意識、認識に関わる部分をすべて開示することは、日常的、継続的に行われるべき指導への萎縮的効果が発生する蓋然性が高く、ひいては指導が事実上困難になるおそれがある。

したがって、本件非開示情報を開示することとなれば、申立人に対する指導が困難となるのみならず、他の児童に対して同種の指導を行う際にも萎縮的効果が生じ、指導が困難となることが想定されるから、申立人の転校をもって開示が可能との判断はできない。

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、「 小学校 について」と題する文書に記載された個人情報のうち非開示とされた部分である。

(2) 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求に係る公文書である「 小学校 について」は、平成 年 月 日付で申立人の法定代理人である から送付された手紙に対する回答を作成する際に、実施機関の担当課である教育相談課において関係者等からの意見聴取を行い、これを参考として 年 月 日の学校における給食時の出来事に係る最終的なまとめとして作成したものである。

(3) 条例第 17 条第 6 号の該当性について

条例第 17 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを非開示とする旨定めている。

また、条例第 17 条第 6 号八は、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれの例示として、「指導、評価、選考、判定、診断、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生ずるおそれ」を定めている。

本件開示請求に係る公文書は、申立人の法定代理人の手紙に対する回答を作成する際に、申立人について実施機関がまとめた記録であるから、本件対象個人情報は、本市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、条例第 17 条第 6 号八の「指導、評価、選考、判定、診断、相談等に係る事務」に関するものと認められる。

したがって、本件対象個人情報を非開示とできる場合は、当該個人情報を開示することにより、学校における児童への指導に係る事務に関し、その目的が達成できなくなり、又は事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合に限られることから、以下これを検討する。

ア 一般に学校や教育委員会が児童に対する各種の指導・相談にあたる際は、様々な形式で記録が

作成され公文書として保管されるが、これらには事実の記載のみならず、記録を作成する教師等の専門的知見に基づく観察、分析の結果としての評価や判断に係る記載も多く含まれるものである。児童に対し継続的に適切な指導を行っていくためには、記録を作成するに当たり、認識、評価、判断など教師個人の主観的要素を含む事項について、その内容が当該児童にとり肯定的なものであるか否定的なものであるかを問わず、ありのままに記載することが求められる。

イ したがって、仮にこれらの記録がすべて開示されるということになれば、児童や保護者の誤解や不信感、無用の反発等を招き、また教師等においてもこのような事態が生ずることを懸念して、ありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始することとなり、その結果として、記録が形骸化・空洞化し、継続的な指導が事実上困難となり、また他の児童に対する同種の指導についても、その目的が達成できなくなるおそれがあるという実施機関の主張は、一般論としては理解ができるところである。

ウ しかしながら、当審議会において見分したところ、本件対象個人情報とは、担任の給食指導に関する認識、指導方針についての記載であるとは認められるものの、単に事実を記載した箇所や、認識、指導方針に係る情報であっても、既に申立人に開示されている公文書に記載されている情報と重複するもの、申立人が了知済みの情報を含んでいる。これらの情報は、指導に関わる情報であるとしても、開示することにより事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第 17 条第 6 号八に該当しない。

エ また、本件対象個人情報には、担任の認識、指導方針に係る情報であって上記ウに該当しないものも含まれているが、当該情報が条例第 17 条第 6 号八に該当するというためには、当該情報を開示することによる支障について、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものであるところ、当審議会では当該情報についてその蓋然性を認めるまでには至らなかった。

オ すなわち、本件開示請求に係る公文書は、長期にわたって実施された申立人に係る指導・相談に関し、実施機関の担当課である教育相談課が、関係者等からの意見聴取等を参考にとりまとめた総括的な性格の文書であって、実際に指導にあたった担任等がその主観に基づきありのままに記載したものではない。通常このような総括的文書は、ある程度、簡略化・一般化された記載になるものと考えられるが、当審議会において見分したところ、上記ウ以外の情報の記載は、担任の一般的な指導方針と考えられる内容や、指導当時の意識を簡潔に表現したに過ぎないものであった。

このような簡略化・一般化された記載については、その開示により指導に係る記録が形骸化・空洞化し、事実上指導が困難になるなどの支障が生じるとまでは考えにくく、本件対象個人情報の開示により事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の主張は、抽象的な可能性に止まるものと言わざるを得ない。

カ そのほか、本件対象個人情報の開示については、特段の事情があると認められる事実は見だし難いから、本件対象個人情報は、条例第 17 条第 6 号八に該当するものとは認められず、開示すべき情報である。

(4) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 2 2 号)

年 月 日	内 容
平成18年 4月17日	・ 諮問を受けた
平成19年 5月11日	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から理由説明書を受理した
平成19年 8月17日	・ 異議申立人から意見書を受理した
平成19年 8月20日	・ 異議申立人から追加意見書を受理した
平成19年 8月24日 （平成19年度 第6回審議会）	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成19年10月 4日	・ 異議申立人から意見書（補足資料説明として）を受理した
平成19年10月12日 （平成19年度 第7回審議会）	・ 異議申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成19年11月15日 （平成19年度 第8回審議会）	・ 諮問の審議を行った